

医療職俸給表(三)級別標準職務表見直し

人事院規則改正

公的価格評価検討委員会の「中間整理」（令和3年12月）において

「すべての職場における看護師のキャリアアップに伴う処遇改善のあり方について検討すべき」とされたことを踏まえ、国家公務員の看護師について職務の実態等を踏まえた改善の必要性を検討

→ **管理的立場にある看護師や特に高度の知識経験に基づき困難な業務を処理する看護師**について、**キャリアアップに伴い、より高い職務の級に昇格できる環境整備を図ります。**

現行制度

- 職員の職務の級は、「級別標準職務表」に定める標準的な職務を基準に決定。昇格に当たっては、他の要件のほか、職務の複雑・困難・責任の度がその級に応じたものであることが必要
- 医療職俸給表(三)級別標準職務表において、看護師は2級、看護師長は3級及び4級に位置付けられている



改正のポイント

- 医療職俸給表(三)級別標準職務表において、
 - ・現在の副看護師長の実態（3級に格付け）等を踏まえ、新たに副看護師長を3級に位置付けるとともに、**看護師長の基本的な位置付けを4級に**
 - ※ 副看護師長を置かない小規模な医療機関では、3級看護師長を置けるようにするため、4級看護師長の職責は標準より高い「相当困難」と規定
 - ・**特に高度の知識経験に基づき困難な業務を処理する看護師の職務を新たに3級に位置付け**

○現行の級別標準職務表 医療職(三) (抜粋)

職務の級	標準的な職務
2級	看護師の職務、保健師又は助産師の職務
3級	医療機関の看護師長の職務
4級	医療機関の副総看護師長若しくは副看護部長又は困難な業務を処理する看護師長の職務

○改正後の級別標準職務表 医療職(三) (抜粋)

職務の級	標準的な職務
2級	看護師の職務、保健師又は助産師の職務
3級	医療機関の副看護師長の職務 特に高度の知識経験に基づき困難な業務を処理する看護師の職務
4級	医療機関の相当困難な業務を処理する看護師長の職務

級別標準職務表においては、「標準」⇒「相当困難」⇒「困難」⇒「特に困難」の順に職責が高くなる